

2. 権限移譲の概要について

(1) 権限の移譲について

権限移譲は、地方分権改革として市町村に事務事業を配分し、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、県が有している権限を市町村へ移譲するものです。

権限移譲メニューは、個別単位での権限移譲事務メニューと一定のまとまりのある権限を委譲する包括的権限移譲メニューに分けられる。墓地等に関する事務については、包括的権限移譲事務メニューに位置付けられ、県下の「市」には、義務として権限移譲されているが、「町村」での権限移譲は任意となっており、現在「町村」では、移譲されていない状況です。

※包括的権限移譲について、県の考えでは、一部の権限を委譲することも可能としているが、事務効率等を踏まえて、一括して権限移譲することが望ましいとしている。

墓地等の経営許可等に関する県内（33市町村）の権限移譲状況

(各市が権限を有している)

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市 計19市



各市の条例に基づき、各市が事務処理

(県が権限を有している)

大磯町、二宮町、葉山町、箱根町、真鶴町、湯河原町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、寒川町、愛川町、清川村 計14町村



県条例に基づき、県が事務処理

(2) 権限移譲までの期間

権限を受けるためには、県との協議・事務引継ぎ・県条例の改正、二宮町における墓地に関する条例制定が必要であり、条例制定には、町民意見募集も必要であるため、権限移譲の政策決定から数年程度の期間を有する。

(3) 墓地に関する法令

①墓地、埋葬等に関する法律

- ・墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
- ・墓地等の新設、変更及び廃止について、許可が必要な旨や立ち入り検査、施設整備改善、使用の制限、許可の取消し等ができる旨を規定している。

②神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例

- ・墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に係る手続並びに墓地等の構造設備の基準等を規定している。
- ・詳細な基準及び審査基準については、条例施行規則、墓地等の経営等の許可に係る審査基準に規定している。

(4) 移譲事務内容

移譲対象事務	根拠法令	内容
墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	法 10条 1項	事前相談、受理・審査、現地調査、他法令所管庁等との調整、住民等との調整、許可意志の決定、許可証の交付他
墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更及び墓地等の廃止の許可	法 10条 2項	事前相談、受理・審査、現地調査、他法令所管庁等との調整、住民等との調整、許可意志の決定、許可証の交付他
火葬場への立入検査及び墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告徴収	法 18条 1項	事前連絡、立入調査又は報告書の受理
墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善、施設の使用制限等の命令	法 19条 1項	不備事項等の確認、現況調査、処分に係る意志決定、聴聞会、命令書等交付、事後確認不服審査等

(5) 墓地経営等に係わる指針

墓地経営等に関しては、厚生労働省から「墓地経営・管理の指針等について」(平成12年12月6日付)が通知されており、下記事項に基づき事務処理をすることになる。

① 墓地経営の許可に関する指針

- ・ 墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。
- ・ 経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。
- ・ 計画段階で許可権者との協議を開始すること。
- ・ 許可を受けてから募集を開始すること。
- ・ 墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。
- ・ いわゆる「名義貸し」が行われていないこと。
- ・ 墓地経営主体が宗教法人又は公益法人である場合には、墓地経営が可能な規則、寄付行為となっていること。
- ・ 経営許可申請者が墓地経営を行うことを意思決定したことを証する書類が存すること。
- ・ 墓地の設置場所について、周辺的生活環境との調和に配慮されていること。
- ・ 墓地の構造設備について、一定以上の水準を満たしていること。
- ・ 当該墓地経営を行うに当たり、他制度の許可も要する場合には、当該許可を得たことを証する書類が存すること。
- ・ 安定的な経営を行うに足りる十分な基本財産を有していること。
- ・ 自ら土地を所有していること。
- ・ 土地に抵当権等が設定されていないこと。
- ・ 当初から過度な負債を抱えていないこと。
- ・ 中長期的需要見込みが十分行われていること。
- ・ 中長期的収支見込みは適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること。
- ・ 墓地以外の事業を行っている場合には経理・会計を区分するようにすること。
- ・ 基本的に標準契約約款に沿った内容であること。
- ・ 契約内容が明確であること。
- ・ 契約に際し十分利用者に契約内容が説明されるようにすること。その前提として、契約書及び重要事項の説明書が作成されていること。
- ・ 料金に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。

- ・使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。
 - ・契約解除の場合にも使用者の保護が図られていること。
 - ・許可の際に以下のような条件が付されることが望ましいこと。
- 使用料等を原資とする管理基金の造成
- 監査法人による財務監査の受験
- 財務関係書類の作成、公開 等
- ・申請内容と実態が合致しているか確認するため、現地調査を行うこと。

②許可後の経営管理に関する指針

- ・計画的に報告徴収を実施すること。
- ・任意の立入検査の活用を図ること。
- ・名義貸しが行われていないこと。
- ・中長期的な経営の見通しが適切であること。
- ・契約内容が明確かつ適切であること。
- ・許可の際の条件が守られていること。
- ・墓地以外の事業を行っている場合には、経理・会計が区分されていること。
- ・財務関係書類が作成、公開されていること。
- ・十分な基本財産を有していること。
- ・過度な負債を抱えていないこと。
- ・今後の中長期的な財務状況の見通しが適切であること。
- ・墓地の区域の変更には許可が必要であること。
- ・平成11年の墓地埋葬法施行規則の改正事項が遵守されていること。
- ・墓籍簿等の帳簿の管理が適切に行われていること。
- ・契約内容に照らして不適切な経営管理が行われていないこと。
- ・管理業務を委託している場合、その方法及び範囲が適切であること。
- ・管理者の研修等の実施を都道府県等において行うよう努めること。